

函館市美容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月11日

函館市長 大 泉 潤

#### 函館市規則第43号

函館市美容師法施行細則の一部を改正する規則

函館市美容師法施行細則（平成13年函館市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「次に掲げる書類」を「省令第19条第2項から第4項までに規定する書類のほか、美容所の平面図」に改め、同項各号を削る。

第4条の次に次の1条を加える。

（営業の譲渡による地位の承継の届出書）

第4条の2 省令第20条の2第1項の届出書は、別記第4号様式の2によらなければならない。

別記第1号様式添付書類第1項中「（美容師法施行規則第19条第1項ただし書（同項第4号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合を除く。）」を削り、同様式添付書類第2項を削り、同様式添付書類第3項中「（美容師法施行規則第19条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）」を削り、同項を同様式添付書類第2項とし、同様式添付書類第4項中「（美容師法施行規則第19条第3項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）」を削り、同項を同様式添付書類第3項とし、同様式添付書類第5項を同様式添付書類第4項とし、同様式注を削る。

別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

別記第4号様式の2（第4条の2関係）

営業の譲渡による美容所承継届出書

年 月 日

函館市長 様

住 所 (法人にあっては、主たる  
事務所所在地)  
届出者 (ふりがな) 氏 名 (法人にあっては、その名  
称および代表者の氏名)  
生年月日 年 月 日  
電 話 局 番

営業の譲渡により美容所の開設者の地位を承継したので、美容師法  
第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 営業を譲渡した者の住所および氏名（法人にあっては、その名称、  
主たる事務所の所在地および代表者の氏名）
- 2 譲渡の年月日 年 月 日
- 3 美容所の名称および所在地

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が外国人である場合は、住民票の写し（住民基本台帳法  
第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

## 附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に営業を譲り受けた者が行う美容師法（昭和32年法律第163号）第11条第1項の規定による届出の手續に係る届出書（その添付書類を含む。）については、改正後の第2条第2項および別記第1号様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。